

知事が別に定める基準

(岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領第6条関係)

岡山県情報・通信サービスの提供の契約に係る入札参加資格者格付基準

1 趣旨

この基準は、岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号。以下「資格審査要領」という。）第6条の規定に基づき、情報・通信サービスに係る入札参加資格者の格付基準を定めるものとする。

2 格付対象業務種目

格付は、資格審査要領別表に掲げる業務種目について行う。ただし、資格審査要領別表において業務種目が情報通信サービス以外であるものについては、別に基準を定めるものとする。

3 格付区分

(1) 資格審査要領により入札参加資格があると認定した者を、137点満点の総合点数で評価することとし、各項目の点数配分は次のとおりとする。

項目	売上高	自己資本額	流動比率	従業員数	営業年数	環境基準等
配点	40点	15点	15点	20点	10点	4点

障害者雇用	男女共同参画	事業者認定等	情報処理技術者数	合計
4点	4点	5点	20点	137点

(2) 前項の総合点数に関し、岡山県から入札参加の停止又は、役務の提供に関して入札参加除外（以下「入札参加停止等」という。）の措置を受けた者の総合点数は、(1)により付与された点数から当該点数に次の表の左欄に掲げる入札参加停止等期間（年に2回以上入札参加停止等を受けた場合は、その期間を累計した期間）の区分に応じて、右欄に掲げる率を乗じて得た点数を減じるものとする。

減じる点数の算定に当たっては、その者が入札参加資格の審査を受ける年の前年度に受けた入札参加停止等の措置を用いることとし、率を乗じて得た点数は、小数点以下第1位を四捨五入する。

入札参加停止等期間	減率
1箇月まで	2%
1箇月を超え2箇月まで	4%
2箇月を超え5箇月まで	6%
5箇月を超え12箇月まで	10%
12箇月を超える場合	15%

(3) 前2各項により算定した総合点数に応じて、次のとおりA、B及びCに格付区分する。

総合点数	80点以上	50点以上80点未満	50点未満
格付区分	A	B	C

(4) 各項目別の配点は次のとおりとする。

① 売上高（月額）

配点	区 分	
40	200,000千円以上	
35	100,000千円以上	200,000千円未満
30	50,000千円以上	100,000千円未満
25	30,000千円以上	50,000千円未満
20	15,000千円以上	30,000千円未満
15	10,000千円以上	15,000千円未満
10	5,000千円以上	10,000千円未満
5	5,000千円未満	

② 自己資本額

配点	区 分	
15	50,000千円以上	
12	30,000千円以上	50,000千円未満
9	10,000千円以上	30,000千円未満
6	5,000千円以上	10,000千円未満
3	2,000千円以上	5,000千円未満
1	2,000千円未満	

③ 流動比率

配点	区 分	
15	120%以上	
12	100%以上	120%未満
9	80%以上	100%未満
6	70%以上	80%未満
3	60%以上	70%未満
1	60%未満	

④ 従業員数

配点	区 分	
20	300人以上	
18	200人以上	300人未満
15	150人以上	200人未満
12	100人以上	150人未満
9	50人以上	100人未満
6	30人以上	50人未満
3	30人未満	

⑤ 営業年数

配点	区 分	
10	20年以上	
8	15年以上	20年未満
6	10年以上	15年未満
4	5年以上	10年未満
2	2年以上	5年未満
1	2年未満	

⑥ 環境基準等

上限点数	配点	区 分
4点	2点	ISO9001の認証取得
	2点	ISO14001の認証取得
	2点	エコアクション21の認証・登録（ISO14001との重複加点は行わない）

⑦ 障害者雇用

上限点数	配点	区 分
4点	4点	障害者雇用の義務がある者が法定雇用率を達成している場合
	4点	障害者雇用の義務がない者が障害者を常時雇用している場合

⑧ 男女共同参画

上限点数	配点	区 分
4点	2点	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主行動計画策定届の提出
	2点	「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画策定届の提出

⑨ 事業者認定等制度の種類

配点	区分
5点	情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証、プライバシーマーク付与認定の2種の事業者認定等制度のうち、1～2種の認定を受けた者)

⑩ 事業者認定等制度の種類

上限点数	配点	区分
20点	20点	下記により算定した付与点数が 200点以上
	15点	下記により算定した付与点数が 100点以上 200点未満
	10点	下記により算定した付与点数が 50点以上 100点未満
	5点	下記により算定した付与点数が 1点以上 50点未満

付与点数は情報処理技術者の種別に応じて、以下のとおり算定する。

- ・システム監査技術者、ITストラテジスト（旧システムアナリストを含む）、プロジェクトマネージャ、情報処理安全確保支援士は1人10点
- ・システムアーキテクト（旧アプリケーションエンジニアを含む）、ネットワークスペシャリスト（旧テクニカルエンジニア（ネットワーク）を含む）、データベーススペシャリスト（旧テクニカルエンジニア（データベース）を含む）、エンベデッドシステムスペシャリスト（旧テクニカルエンジニア（エンベデッドシステム）を含む）、ITサービスマネージャ（旧テクニカルエンジニア（システム管理）を含む）、情報セキュリティスペシャリスト（旧テクニカルエンジニア（情報セキュリティ）を含む）、応用情報技術者（旧ソフトウェア開発技術者及び旧第一種情報処理技術者を含む）は1人1点

（平成29年12月25日改正）

（令和7年4月14日改正）